

公益法人の会計に関する諸課題及び検討 その3

『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について』(最終報告書素案)

内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会が、平成 27 年 2 月に公表した報告書です。

関心の高いと思われる事項を絞って、その内容を解説します。

今回のブログテーマは、「**指定正味財産の取扱い**」です。

検討事項 3-1 遊休財産規制と指定正味財産の考え方

指定正味財産とは、寄附等によって受け入れた資産で、寄附者の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課されている財産額という。

しかし、指定正味財産として取り扱うには、どの程度の制約が必要なのか明確な基準がない。また、制約の具体的範囲が明確にならないと、制約の解除に当たって一般正味財産への振替を行うことができない。

結論

用途の制約に関しては、例えば「**公益目的事業の〇〇事業**に充当してほしい」や「奨学金事業の**奨学金の財源**に充当してほしい」と寄附者の意思が具体的に表現される必要があります。

しかし、寄附者から用途の制約が一定程度示されているものの、明確になっていない場合もあり得ます。例えば、次のようなケースです。

「**公益目的事業のために使ってほしい**」

改めて寄附者の意思を確認するか、関係者から話を聞くことによって用途を明確にすることができるならば、それによって用途に制約がかけられていると考えることができます。

「**公益法人のために使ってほしい**」

寄附金の具体的な用途について法人が自ら判断する余地が大きくなります。

この場合、実質的には一般正味財産との違いがなくなるため、指定正味財産として取り扱うことは適切ではありません。



また、**指定正味財産**を財源とする基本財産の運用益について、当然に指定正味財産になるという考え方があります。しかし、当該運用益で費用を賄うことを前提にしている場合も多く、運用益についてまで指定正味財産とすることは寄附者の意思を超えるのではないのでしょうか。したがって、**運用益について具体的な使途の制約があるものについてのみ、指定正味財産として取り扱うことが適当**と考えられます。

寄附者の使途の制約に沿って財産が費消された場合には、指定正味財産としての使途の制約は解除されたこととなります。使途の制約の解除に伴い、解除額相当額が指定正味財産から**一般正味財産**に振替えられます。

使途の制約の考え方と同様、使途の制約の解除についても、寄附者の意思を確認するか関係者から話を聞くことによって明確にするような対応が求められます。

また、特定の事業へ支出を目的とした寄附金を指定正味財産とした場合で、合理的な理由もなく支出せずにいる場合には、本来の受託責任を果たすことができない状況と判断できるので、会計上は指定正味財産から一般正味財産へ振り返ることが適当です。